

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監6の第10号

監査の対象：令和5年度監査委員監査 学校における個人情報の管理、保管に関する事務

所管所属：教育委員会事務局

通知日：令和6年10月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (1)	1 重要管理ポイントの取組について改善を求めたもの (1) 内容の検証等について 事務局が個人情報を含む書類について一律に最も厳格な保管、管理を行う場合を想定した重要管理ポイントを定めたことで、遵守が困難なルールとなっている。 【指摘事項1 (1)】 事務局は、個人情報を含む全ての書類を一律に厳格に管理することを求めている現行の重要管理ポイントが、学校現場の実情に即したのものとなっているかを検証し、その結果により必要な場合、重要管理ポイントの見直しを行われたい。	【1】 現行の重要管理ポイントについては学校園の実態に即したものとなるよう令和6年度当初に改定するとともに、令和6年度中に指導主事による学校訪問の機会などを通じて現場の意見を聞き取って検証を行い、必要に応じてさらに見直しを行うこととする。	措置中	(令和7年4月30日)
1 (2)	(2) 作業手順例等について 事務局が各学校に対し、教職員間の個人情報を含む書類の受渡しの際の適切な管理として内容の相互確認等が必要であることなどの具体的な指導、発信していないことより、受渡し時の相互確認等が必要であるというルールが十分に共有されていない。 【指摘事項1 (2)】 1. 事務局は、重要管理ポイントに基づく学校現場の状況に応じた作業手順例等を複数作成し、これを各学校に示して各学校の取扱いの再確認を求め、必要な作業手順等が教職員の共通理解となるよう周知徹底を図られたい。 2. 事務局は、各学校において、重要管理ポイントが遵守されているか適切にモニタリングする仕組みを検討されたい。	【1】 学校園に対して、令和6年5月22日付けの重要管理ポイントの改訂の通知において、重要管理ポイントが想定する各場面を例示記載するとともに、メール配信機能による送信の際に、複数人確認する内容の具体的な項目例を示すなど、作業手順例についてもあわせて示すことで再確認を促し、重要管理ポイントが教職員の共通理解となるよう周知した。 【2】 教職員による重要管理ポイントの遵守状況については、これまで各学期に1回、重要管理ポイントの相互チェックシートの集計表を教育委員会事務局へ提出するのみであったが、令和6年4月に実際に学校訪問する指導主事に対して今回の改定の内容等についての説明会を実施し、定期的に学校訪問する機会に今回の改定の趣旨を説明するとともに、遵守状況等について聞き取りを行うという定期的なモニタリングの仕組みを構築した。また、説明会の実施等については来年度以降も実施し、将来的にも継続的に遵守できる体制とした。	措置済 措置済	令和6年5月22日 令和6年5月22日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1 (3)	(3) 効果的な注意喚起について 事務局にはこれまで個人情報に係る事務処理誤り等の事案が蓄積されており、それらを分析することで、重要管理ポイントが遵守されずミスが起こりやすい状況を抽出することが可能であると考えられるところ、各学校に対して、そのような原因分析に基づく注意喚起が行われていない。 【指摘事項1 (3)】 事務局は、発生した個人情報に係る事務処理誤り等を分析して事案の発生しやすい状況を抽出し、その結果を元に、各学校に対し重要管理ポイントが遵守されるよう効果的な注意喚起を行うなど周知徹底を図られたい。	【1】 過去に発生した事務処理誤り等を分析し、事案の発生しやすい状況を抽出した結果を教職員のアクセスできるポータルサイトに掲載し、重要管理ポイントが遵守されやすい状況を作る。	措置中	(令和7年3月31日)
2	2 児童・生徒の撮影等の管理に係る統一的なルールの整備について改善を求めたもの 児童・生徒の活動等の撮影が広範に行われている現状に対する個人情報保護の観点からのルール整備が行われておらず、私物端末を利用した撮影行為について、誰が、どの範囲で学校等情報セキュリティ責任者の許可を得ているのかが明確になっていない。 【指摘事項2】 事務局は、個人情報保護の観点を踏まえて、学校保有のデジタルカメラや私物端末の使用及び画像データの管理に係る統一的なルールを整備し、各学校へ周知されたい。	【1】 学校保有のデジタルカメラや私物端末の使用及び画像データの管理に係る統一的なルールについて、すでに周知している内容については改めて周知するとともに、指導主事による学校訪問の機会などを通じて現場の意見を聞き取って、必要な遵守すべき事項を整理して周知する。	措置中	(令和7年3月31日)
3	3 再発防止策の共有について改善を求めたもの 個人情報に係る事務処理誤り等が発生した学校で策定された再発防止策は、他校での事務処理誤り等の発生防止にも有効なものである可能性が高いが、他校への具体的な再発防止策の共有が図られていない。 【指摘事項3】 事務局は、個人情報に係る事務処理誤り等の不適切な事態の報告票を学校園のポータルサイト等に掲載するなど、各学校に対して事案の発生原因や再発防止策が伝わるよう情報の共有を図り、今後同様の事態を発生させないように支援されたい。	【1】 学校園における個人情報に係る事務処理誤り等の不適切事態報告(事案の発生原因や再発防止策を含む)を毎月教職員がアクセスできるポータルサイトに掲載して共有するとともに、更新した際には管理職への個別連絡と、教職員一人一人に確認してもらえるよう、ポータルサイトでの「連絡掲示板」において新着情報として表示することとし、他校で生じた事案を再発防止に役立てられるようにする。また、定例の掲載とは別に、緊急性の高い事案や同様の事例が多数生じているものについては、個別の注意喚起の連絡を行う。	措置済	令和6年7月31日